

予算特別委員会理事会決定事項

令和 7 年 12 月 2 日
第 1 委 員 会 室

1 審査日程について

月 日	開 会 時 刻	審査時間
1 2 月 1 0 日 (水)	午前 1 0 時	5 時間
1 2 月 1 2 日 (金)	午前 1 0 時	5 時間

総審査時間 1 0 時間、ただし、休憩時間を除く

2 各会派の発言者数について

会派	発言者数
自 民	8 人
諸 派	2 人
計	1 0 人

3 発言順序について

1 2 月 1 0 日 (水) 自民. 自民. 諸派. 自民. 自民

1 2 月 1 2 日 (金) 自民. 自民. 諸派. 自民. 自民

4 質問者の持ち時間について

(1) 質問者の持ち時間は、答弁時間を含めて 1 人 6 0 分を超えないものとする。(別紙 1)

(2) 持ち時間が余った場合には、残余の時間は放棄したものとする。

5 答弁時間について

答弁時間は、質問者の発言時間の半分を目途とし、答弁は結論のみ簡潔に述べるようにする。

6 制限時間の通知方法について

持ち時間終了 5 分前に発言残時間表示装置の黄ランプ表示により予告し、終了は赤ランプ表示で通知する。

7 委員の交替及び代理出席について

予め会派の理事を経て、委員の交替については議長に、代理出席については委員長に届け出る。

8 発言通告について

質問者の発言通告（質問事項及び答弁者）は、次により理事を経て委員長に報告する。

なお、理事は所属委員の発言通告について、予算特別委員会の設置趣旨に沿った質問となるように十分留意する。

1 2 月 1 0 日（水）分は、1 2 月 9 日（火）午後 1 時まで

1 2 月 1 2 日（金）分は、1 2 月 1 1 日（木）午後 1 時まで

9 資料の配付、掲示について

- (1) 委員は質疑において、資料を配付し又はパネル、デジタルサイネージにより掲示することができる。
- (2) 前号の場合、委員は予め委員長の許可を得なければならない。
- (3) 第 1 号の資料は、当該質疑に関連したものとし、イベントの告知及び事業の案内並びにこれらに類するものは含まない。
- (4) デジタルサイネージで掲示する資料は、静止画に限るものとし、動画または音声の再生は認めない。
- (5) 委員は資料を配付し又は掲示する場合、発言前日の午後 4 時までに次の部数の紙資料及びデータを事務局に提出する。

ただし、掲示資料が写真のみの場合は、紙資料では配付しないことも可とし、事務局への提出はデータのみとする。

- ・資料配付の場合 7 0 部
- ・デジタルサイネージによる掲示の場合 3 5 部

10 答弁者の出席範囲について

- (1) 出席者は、原則として課長（本庁、行政委員会、企業局）以上とし、答弁に支障のない程度に出席する。
- (2) 行政委員会の委員長及び出先機関の長は、出席要求のある場合のみ出席する。
- (3) 県が出資する公社等の役員に対しては、出席要求をしない。

11 基本的感染対策について

委員会においては、人と人との距離を確保し、適宜、換気を行う。（配置図は別紙2のとおり）

また、出席者及び傍聴者は、こまめな手洗いや手指消毒、マスク着用を含む咳エチケットに努める。（マスクの着用は、個人の判断に委ねる。）

12 傍聴の取り扱いについて

傍聴席は27人分設ける。

令和 7 年 12 月 2 日
理 事 会 確 認 事 項

予算特別委員会における質問者の持ち時間について

予算特別委員会における質問者の持ち時間は、答弁時間を含めて 60 分を超えないものとするを理事会において決定したが、その具体的な取り扱いについては、下記のとおりであることを併せて理事会において確認したものである。

記

- 1 質問者の発言中（発言が終了する直前を含む。）に赤ランプが点灯した場合。
 - ・質問を打ち切らせ、答弁は許可しない。
- 2 赤ランプが点灯する前に質問が終了した場合。
 - ・答弁を許可する。
- 3 答弁者の発言中に赤ランプが点灯した場合。
 - ・答弁が終了するまで継続させる。
- 4 委員長（又は副委員長）は、持ち時間について質問者及び答弁者の注意を促すため、必要に応じて別添 1 の注意発言を行う。

配置図

